

公益社団法人自動車技術会 永年継続会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第6条第1項第1号の正会員で、在会期間が40年以上になる者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 永年にわたり本会会員として事業に参画されたことに対し感謝の意を表するとともに、引き続き本会発展への協力を促進する。

(対象者)

第3条 在会期間が40年以上の会員。ただし、休会中の期間は在会期間から当該休会期間を除く。

(会員資格)

第4条 会員資格は、正会員とする。

2 永年継続会員とは、特典供与の際の呼称とする。

(適用開始日)

第5条 永年継続会員の適用開始日は、在会期間が40年に達した月の翌月1日からとする。

(感謝状の授与)

第6条 永年継続会員には、会長名の感謝状（楯）を授与するとともに、会誌「自動車技術」の会告欄に氏名を掲載し、広く会員へ告知する。

(会費の減免)

第7条 年齢が65歳以上の永年継続会員の会費は、公益社団法人自動車技術会入会金及び会費徴収規則の定めに関わらず、次のとおり減免する。

(1) 年齢が満65歳以上の会員の年会費は5,000円とする。

(2) 年齢が満75歳以上の会員の年会費は免除する。

2 前項の会費減免は、前項第1号又は第2号に該当した年度の翌年度からとする。

(処理基準)

第8条 この規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は、2009年4月1日から施行する。

2 第1条の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011年4月1日登記）